

議案第 2 1 号

静岡市立清水病院医療研究奨励鈴与基金条例の一部改正について

静岡市立清水病院医療研究奨励鈴与基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 4 日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市立清水病院医療研究奨励鈴与基金条例の一部を改正する条例

静岡市立清水病院医療研究奨励鈴与基金条例（平成15年静岡市条例第81号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

静岡市清水地域医療人材育成鈴与基金条例

第 1 条を次のように改める。

（設置）

第 1 条 清水地域の公的医療機関等における医療の向上を目的とした人材の育成のための経費の財源に充てるため、静岡市清水地域医療人材育成鈴与基金（以下「基金」という。）を設置する。

第 2 条第 1 号中「掲げる」を「掲げる者からの」に改め、同条第 2 号中「静岡市病院事業会計歳入歳出予算（以下「病院事業会計予算」という。）」を「予算」に改める。

第 4 条第 1 項中「病院事業会計予算」を「静岡市一般会計歳入歳出予算」に改める。

第 6 条を第 7 条とし、第 5 条の次に次の 1 条を加える。

（処分）

第 6 条 基金は、第 1 条に規定する目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところによりその全部又は一部を処分することができる。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

寄附者
鈴与株式会社

鈴与建設株式会社
鈴与自動車運送株式会社
清水製薬株式会社

附 則

この条例は、公布の日から施行する。